

報告第2号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。

令和8年2月17日提出

瀬戸内市長 黒石 健太郎

専 決 処 分 書

損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項として、次のとおり専決処分する。

令和８年１月１９日

瀬戸内市長 黒石 健太郎

損害賠償の額を定め和解することについて

市管理樋門が正常動作しないことに起因した稲の枯死について、次のとおり賠償額を定め、和解するものとする。

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 事故の相手方 | |
| | 住 所 | 瀬戸内市 |
| | 氏 名 | [REDACTED] |
| | | |
| 2 | 事故の概要 | 令和７年７月１２日（土）２３時５０分頃、瀬戸内市牛窓町牛窓２４０５－１付近において、市が管理する樋門（塩浜樋門）が正常に動作せず、樋門から海水が逆流し、当事者が耕作する田に海水が流入したことにより、稲の枯死が発生した。 |
| | | |
| 3 | 和解の要旨 | 瀬戸内市は、損害賠償金として、２，７３３，６９６円を相手方に支払う。 |